

議案第10号

二宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方公務員法の改正により、人事等の運営の状況に関し、報告すべき項目が追加されることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

二宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年二宮町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

### （6） 職員の休業の状況

第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

### （2） 職員の人事評価の状況

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 二宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>職員の休業の状況</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>職員の研修の状況</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>